

れいわ ねん がつ にち
令和2年4月28日

ほごしや みなさま
保護者の皆様へ

よっかいいちしきよういくいいんかい
四日市市教育委員会

りんじきゅうぎょううちゅう じどうせいと いちじあず 臨時休業中における児童生徒の一時預かりについて

しんがた らんじきゅうぎょううちゅう じどうせいと いちじあず
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、令和2年5月7日(木)から5月31日(日)まで、市立全小中学校の臨時休業を延長いたします。

つきましては、引き続き、臨時休業中における児童生徒の一時預かりを実施いたしますので、希望する場合は、(資料1)「臨時休業中の一時預かりについて」を参照の上、5月7日(木)以降、一時預かり希望日に(様式2)「臨時休業中の児童生徒一時預かり申込書」に必要事項を記入したものを提出してください。

なお、4月14日(火)にご提出いただいた臨時休業中の児童生徒の過ごし方及び緊急連絡先(児童生徒の過ごし方調査票【様式1】)について、変更のある場合は、すみやかに学校まで連絡いただきますようお願いします。

記

1 送付文書

(1)臨時休業中の一時預かりについて(資料1)

(2)臨時休業中の児童生徒一時預かり申込書(様式2)

※ 四日市市ホームページ上でダウンロードしていただくか、学校にも印刷した申込書を準備しておりますので、ご活用ください。

2 提出文書

上記(様式2) ⇒ 5月7日(木)以降、一時預かり希望日に提出

※ 四日市市ホームページ上からダウンロードした場合は、事前にご記入いただき、学校に提出をお願いします。